

平成23年7月1日現在で、国会決議が未了の事項(主なもの)

法案名:「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための
所得税法等の一部を改正する法律案」

区分	項目
国税通則 法関係	1 納税者権利章典の制定
	2 税務調査に係る諸改正(事前通知等)
	3 更正の請求期間の延長など
所得税法	1 給与所得控除の上限設定
	2 役員給与等に係る給与所得控除の縮減措置
	3 役員退職手当等の課税強化
	4 成年扶養控除の縮減
資産課税	1 相続税の基礎控除の引下げ
	2 相続税及び贈与税の税率構造の見直し
法人課税	1 法人税率の引下げ
	2 減価償却制度の見直し(250%定率法の見直し)
	3 青色欠損金及び災害損失金の繰越控除限度額の縮減 (控除前所得の80%が上限)
	4 青色欠損金及び災害損失金の繰越控除期間の延長 (7年→9年)
	5 貸倒引当金適用対象法人の制限
消費課税	1 地球温暖化対策税の創設